

所得税(国税)の申告は必要ありませんが、住民税の申告が必要な場合があります。

パソコンで作成した申告書で
住民税の申告をしよう!



～年金申告不要制度について～

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合において、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税及び復興特別所得税の確定申告は必要ありません。ただし、所得税の還付を受けるには、税務署へ確定申告が必要です。